

議案第13号

向日市表彰条例の一部改正について

向日市表彰条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

向日市長 安田 守

条例第 号

向日市表彰条例の一部を改正する条例

向日市表彰条例（昭和43年条例第19号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>（永年勤続表彰）</p> <p>第7条 <u>永年勤続表彰は、本市職員（非常勤の職員</u> <u>員</u> <u>を</u> <u>除く。）として、次</u> <u>に掲げる者のうちから、誠実勤勉に職務に精励</u> <u>したものであるものについて市長が行う。</u></p> <p>(1) 勤続年数満20年<u>以上</u>の者 (2) 勤続年数満30年<u>以上</u>の者 (3) <u>勤続年数満40年の者</u></p> <p>2 略</p>	<p>（永年勤続表彰）</p> <p>第7条 _____本市職員（非常勤の職員<u>並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項並びに第28条の6第1項及び第2項の規定により採用された職員</u>を除く。）として、次に掲げる者のうちから、誠実勤勉に職務に精励したものであるものについて市長が行う。</p> <p>(1) 勤続年数満20年<u>以上</u>の者 (2) 勤続年数満30年<u>以上</u>の者</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。